



# 特別警戒水位の設定

改正水防法が7月1日に施行

県は水防体制の強化を図るため水防警報を行う河川を拡充（平成17年6月24日、12河川13地区を新たに指定）しています。このたび、水防警報を行っている河川（13河川14地区）について新たに「特別警戒水位」を設定しました。

特別警戒水位とは、7月1日施行の改正水防法に基づく、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを住民にお知らせするための新たな基準です。（関係市町村長が避難勧告等を行うときの目安の一つともなります。）

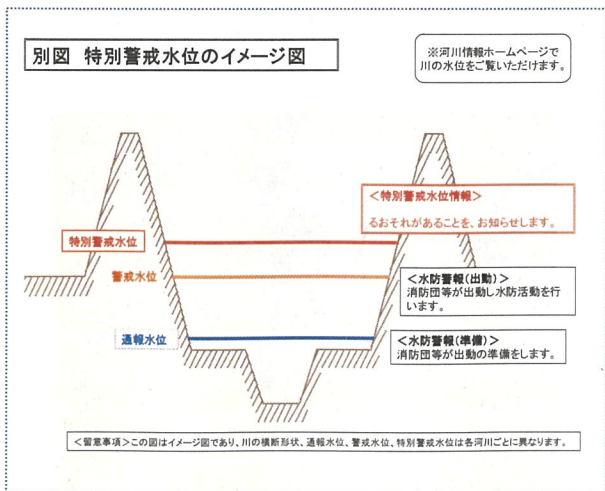
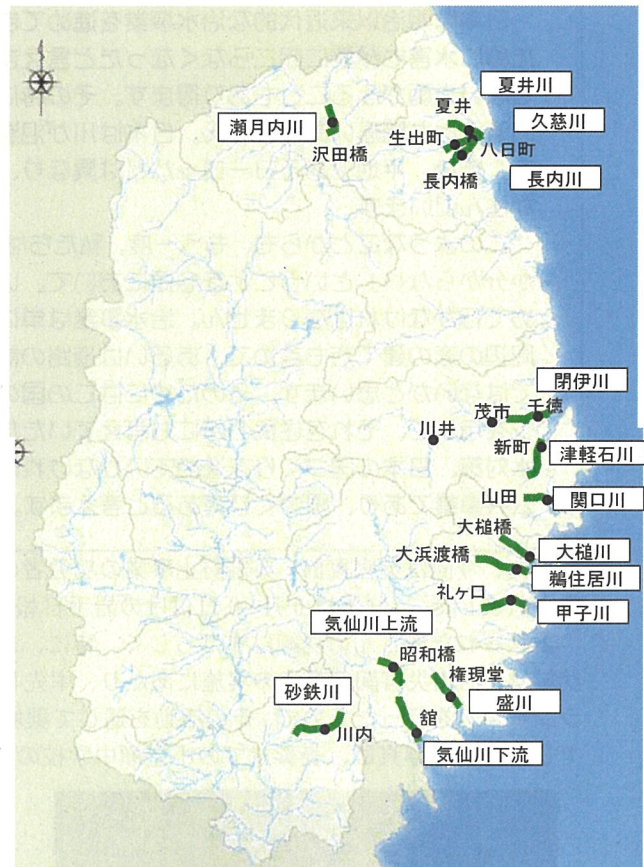
川の水位が特別警戒水位を越えたときには、県から「特別警戒水位情報」を市町村及び報道機関を含む関係機関にお知らせします。

洪水被害の軽減を図るため、関係皆様のご協力のほど、よろしくお願いします。

<お問合せ先> 県土整備部河川課河川海岸担当 ag0005@pref.iwate.jp 電話 019-629-5901

## 特別警戒水位を定めた河川

水防警報の区間	水位観測所	特別警戒水位/m
砂鉄川	川内	2.2
気仙川(上流)	昭和橋	2.7
気仙川(下流)	館(竹駒館)	4.8
盛川	権現堂橋	2.6
甲子川	礼ヶ口	2.5
鶉住居川	大浜渡橋	2.8
大槌川	大槌橋	2.8
閉伊川	千徳	4.1
津軽石川	新町	2.5
関口川	山田	2.3
久慈川	生出町	3.3
長内川	長内橋	3.6
夏井川	夏井	2.5
瀬月内川	沢田橋	2.1



岩手県河川情報（川の水位・降った雨の量などがご覧いただけます）  
パソコンの方：  
<http://www.pref.iwate.jp/~hp0605/kaseninfo/index.html>  
携帯電話の方：<http://www.pref.iwate.jp/m/>（岩手県携帯電話版ホームページの「河川情報」メニューから）